



循環研通信  
No.60  
2021 Jan.

## 「種苗法改正」の裏に隠される重大な問題

### －日本の「食」は大丈夫か？

循環研理事 江本祐一郎

2020年12月2日「改正種苗法」が可決された。  
主なマスコミの論調は以下のようだ。

#### ・共同通信 「改正種苗法が参院本会議で成立 海外への不正持ち出し禁止」

参院本会議＝2日午前 改正種苗法が可決、成立 国内で開発されたブランド果実などの種や苗木を海外に不正に持ち出すことを禁じる改正種苗法

#### ・日本経済新聞 「改正種苗法が成立 参院本会議」 12月2日

植物の種子を知的財産として保護する仕組みを強化する改正種苗法が2日の参院本会議で可決、成立した。日本で開発した品種を農林水産省に

登録する際、輸出先国や栽培地域を指定できるように。日本のブランド果実などの種や苗木が海外流出を防ぐ狙い。

#### ・日本経済新聞[社説] 「農業振興に資する種苗法改正」 11月27日

果物などの優良品種が海外に不正に持ち出されるのを防ぐ種苗法改正案が、臨時国会で成立する見通しとなった。農産物の知的財産を守り、輸出を含めて農業を振興する契機としてほしい。すでに衆院を通過した。一方、制度改正には一部から懸念も出ていた。農家が収穫物から種をとり、次の栽培に使う自家増殖にも制限がかかるようになるからだ。

## CONTENTS

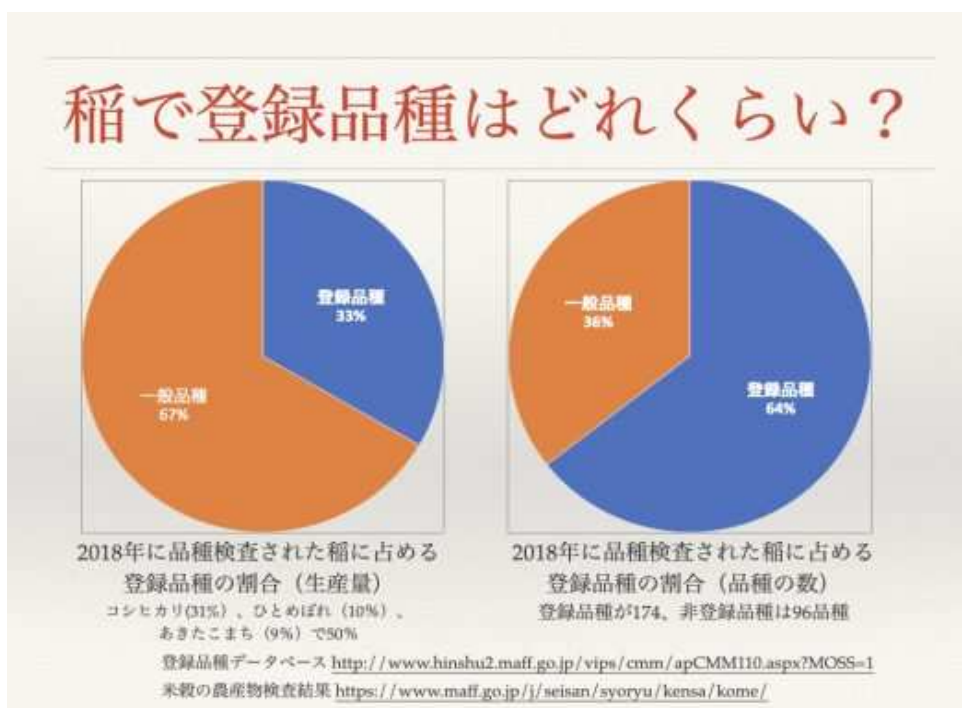
|     |                            |
|-----|----------------------------|
| p1  | 「種苗法改正」の裏に隠される重大な問題        |
| p7  | これでいいのか電力自由化！容量市場を考える      |
| p10 | 「世田谷トラストまちづくり」と成城学園まち歩き    |
| P12 | 冬眠のすすめ—Go To 医療崩壊を食い止めるために |
| p14 | 環境俳句                       |
| P16 | 春夏秋冬                       |

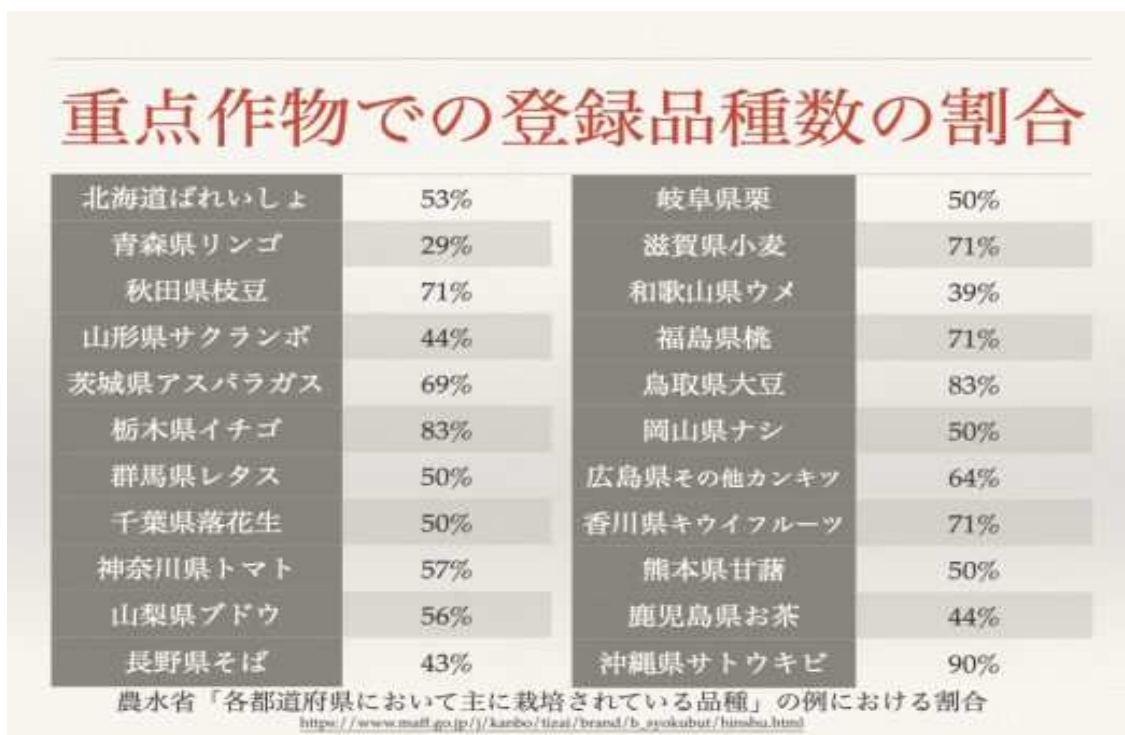
|       |       |
|-------|-------|
| 循環研理事 | 江本祐一郎 |
| 循環研理事 | 大島浩司  |
| 循環研理事 | 福島由美子 |
| 循環研代表 | 久米谷弘光 |
| 循環研理事 | 及川陽子  |
|       | 風月    |

[中略]実際に自家増殖をしている農家は一部で、多くは今も種を買っている点だ。手間のかかる自家増殖と比べて効率的だからで、種の購入代で経営が圧迫されてもいない。開発者の権利をきちんと守り、研究にいっそう力を入れることのできる環境を整えることが求められている。

このように各社一斉に「種苗法」改正の理由は、日本が開発した優良な種の海外流出問題を解決す

る為としている。しかし、海外での品種流出問題を本気で取り締まるなら海外でその品種の意匠登録をするしかない。「種苗法」はそもそも国内法だ。また「種苗法」改正で執行される「自家増殖禁止」の弊害は、登録品種だけだから問題ない、生産者、農家へ影響はない、実際の登録品種の割合は1割程度と政府、農水省は説明するが、実態は以下のようなようだ。稲作の登録品種割合は6割を超える。農水省の1割との説明は事実ではない。農水省、政府のいう改定理由は理由になっていない。





ー2020年11月12日 印鑰智哉氏 衆議院農林水産委員会種苗法改正法案参考人陳述資料より

米以外の重点作物でも自家増殖の割合は高い。沖縄のサトウキビのような品種では9割が登録品種であるばかりでなく生産者が自家増殖しなければ農法として成立し得ない。

このように登録品種は農水省が宣伝されているように1割くらいしかない、という説明とは異なり、日本の農業には登録品種が大きいのが現実で、農家には影響がないという説明はまったく現実と異なる。

さらに農水省の答弁では、登録品種の自家増殖は規制されるのがグローバルスタンダードという。しかし、実際には世界ですべての登録品種の自家増殖を規制している国は存在しない。

EU諸国では小麦などの主食、ジャガイモなどの重要食はその例外に設定されている。EU諸国では自家増殖の際には、許諾料の支払いが必要になるが、穀類92トン、イモ類185トン未満の小規模農家の払いは免除とされている。そうしたレベルの農家の農地規模はおおよそ15ヘクタールから18ヘクタール未満で大半の農家は許諾料の支払免除になるようにしている。

日本の農家のほとんどはこうした小農であり、免除されるべき対象であろうが今回の「種苗法改

定」では登録者に一律に許諾料の支払い義務が生じる。

米国でも、自家増殖禁止となるのは特許の取られた作物のみで小麦など特許の取られていない作物はすべて自家増殖が可能になっている。なぜ日本だけ、例外なしの許諾制にしてしまうのか？

多数の署名活動により国会に種苗法改正法案参考人として呼ばれた印鑰智哉（いんやく ともや）氏は「世界に類のない法改正案といわざる得ない。何故か？」と発言したが、農水省からは合理的な回答はなかった。

今回の「種苗法改定」は農業生産者ではなく、開発者の権利保護に偏っていると見えよう。

### 「種子法廃止」、「農業競争力強化支援法」、「種苗法改定」 3法はセット

今回の「種苗法改定」に先立って「種子法廃止」、「農業競争力強化支援法」の3法が国会、国民に十分な説明もなく決議されている。未だにそれらの法案の内容を理解している国民、議員は少ない。

「種子法廃止」は、日本の基本物であるべき「稲、麦、大豆」の国内自給の確保、開発の保護、奨励の為の法律だったが、それを2017年4月に廃止。

「農業競争力強化支援法」とは、「種子法廃止」決議の翌月、2017年5月に公布された法で、農業競争力の強化のためにこれまで都道府県の農業試験場や地元の農民が長年の努力と税金で開発してきた各地固有の優良品種の種子情報を、外資系企業を含む「民間企業」に差し出せという理不尽な法。

「種苗法改定」は、この法の本来の主旨である農産物の生産性向上と優良品種奨励からずれて海外の種子メジャー多国籍企業が主張する開発者著作権保護に合致させるための改定。これまでは農水省が政令で定める品種以外は「自家増殖採取」を認めて農業生産者の実態に即してきたが、今後登録品種は一切認めない改定とするという。

「自家増殖採取違反」は10年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金、またはその両方の罪、さらに共謀罪と非常に重い。

2017年4月14日に十分な国会審議もなく廃止決議された「種子法」とは、戦後日本が二度と飢えないように「稲、麦、大豆」の主要農作物の「種子」の国内自給の確保及び食料安全保障確保のために、都道府県に原種の生産、奨励品種の開発、指定のための検査等を義務付けた法律。しかし日本政府はもうこのような法律は必要なくなったとして十分な説明もなく廃止している。

廃止決議後、全国で、農業関係者だけでなく地方の自民党議員も含めてその法案の異常性が問題となり多くの自治体で「種子法廃止に反対の種子条例」の地方自治体議会決議が満場一致でなされている。

2020年10月時点で、「種子法廃止に反対の種子条例」が決議された道府県、市は、22自治体を超えている。

このようにこれら3法を俯瞰してみると日本政府が農業の実態を無視して日本の農業を外資を含む民間の種子メーカーにゆだねようとする看過できない狙いが見えてくる。

## 日本の食料自給率は僅か37%程度

日本の食料自給率は僅か37%程度（カロリーベース）と極めて低い。1960年代には70%台であったが年々下がってきた。37%とは1億人を超すOECD加盟国で最低レベルだ。世界でこのように低い食料自給率の独立国はない。

ドイツ、イスラエル約95%、米国130%、カナダ264%。砂漠に囲まれたイスラエルですら国家安全保障上95%の食料自給を達成している。

この極端に低い日本の食料自給のほとんどが「稲作」（国内自給率97%）。

日本の「食」の最後の砦である「稲作」が海外を含む民間企業に渡ったら日本の「食料自給」、「食」の主権、安全保障は極めて危うくなる。

日本政府はこの10年、日本の品種改良の速度、力が落ちてきたので、従来の各地方の公の農業試験場と農民、生産者でやってきた新種開発体制から民間企業に移管しなければならないと主張する。

実際に日本の稲作が自律的に品種改良もできずに、衰退の一途をたどっているのならば、そのテコ入れにそうした政府方針もまだ理解できよう。しかし、日本の稲作は現在まで非常にうまく成長してきた。

「種子法」や「種苗法」で守られながら全国各地の都道府県の農業試験場と地元の農民の不断の努力によってコシヒカリなどの非常に優良なオリジナル種子が全国で300品種も開発されてきた。しかも、公的な資金も使った新品種開発であるので、極めて廉価に地元の生産者、農家に必要な種子を提供できている。

そのおかげで生産者の大半は新しい種子を毎年購入する経費を抑え、基本「自家増殖採取」をして効率的に農業経営をしてきている。

具体的な事例を紹介すると、評価の高い石川県の「コシヒカリ」の種子価格は1キロ400円程度。地元の農業試験場から提供される。生産農家は「自家増殖採取」を基本とするので、毎年新規に

買い付ける新しい種子は作付け全体の1~2割程度に過ぎない。

一方で、海外の多国籍種子メーカーと提携する三井化学アグロが開発した「みつひかり」の価格は1キロ4,000円と石川県のコシヒカリの10倍。しかも自家増殖採取が不可能な一代限りのF1品種に改造された種子。つまり毎年、作付けすべての種を三井化学アグロから買わなくてはならない。三井化学のホームページによると一般品種に比べて10aあたり3~5割多収穫が期待され、収穫時期に幅があるメリットを謳っているが、とても価格差を埋められる種子ではない。しかも、実際に試験的に「みつひかり」を作付けしてみた生産者によれば草姿の直立性が高く葎のように固いので暴風災害に弱かったと記されていた。

仮に3ヘクタールほどの日本の平均的な規模の水田で水耕を営む農家の場合で、従来の「自家増殖採取」可能な「コシヒカリ」などを栽培する場合は、新規購入しなければならない種子はせいぜい10Kg、1万円程度の種子代で済む。

F1品種の「みつひかり」としたら自家増殖採取ができないので、作付けの全ての約90Kgの種子を毎年購入が必要、金額にして36万円もの経費増となる。これは、農業経営に重大な影響が生じよう。これが大規模生産者であればその影響は大きく農業経営が成り立たなくなる可能性すら懸念される。沖縄のサトウキビなどでは9割が伝統自家増殖農法であり壊滅的な影響が心配される。

## 危ぶまれる「食」の主権

日本政府は民間企業に門戸を開いて種子開発の活性化させたいと言う。しかし、所詮、民間企業は利益追求集団であり、その開発費はそのまま価格に転嫁される。民間企業は、もし売れなければ突然、肝心の種子の提供すらやめてしまう危険性もあろう。

今までは、各地方、地方の土壌、気候風土に則して地元の農民、生産者と地域の農業試験場が一

体となって公費を使いながら新しい種子の開発をやってきた。その為、種に土壌や気候風土に則した種の多様性が育まれてきている。

その結果、コシヒカリ、ササニシキなど300品種をこえる多様な地方地方の土壌、風土のあった「水稻種子」が日本全国で開発されてきた。

食の欧米化や人口減少で米食の需要が減少していること以外には日本の主食稲作には問題はなかった。というより成功してきている。

しかし、民間企業のやり口は根本的に異なる。自らの利潤を最大化することが開発原則となる。それは、まず種子の世代限りのF1化改造。次に、自らのメーカーの農薬に対する耐性を持たせ、同社の農薬とセット販売化をめざす。

そうした種子改造がなされ「意匠登録」される。種子開発には日本政府が世界の潮流に反してその表示義務を撤廃してしまった遺伝子のゲノム編集なども使われることが予想される。

民間種子メーカーによる独占的な種子と農薬の販売では利益重視の少数の限られた品種の押し付けに陥る危険性が高い。それはこれまでの地域に根差した多様で豊かな土壌による日本の再生可能な農業が根こそぎ破壊されてしまう怖れがある。

世界の「野菜の種子」の7割がモンサント(現Bayer)、Syngenta、Dow・DuPontの3大多国籍種子メジャーの登録品種となっているが、そうしたF1種子と専用のセット販売というビジネスモデルは、世界各国で重大な環境破壊をもたらしている。

多国籍種子メジャーのビジネスモデルによる深刻な事例は、彼らが南米、インド、アフリカなどで展開してきた大豆などの大規模アグリビジネスで明らかだ。

その実態は、大量の化学肥料、農薬とそれに耐性をもつF1種子のセットで行われ、はじめは収穫量が大きいように見えるが、すぐに各地の土壌では、農薬で土壌中の微生物などが死に絶え、重大な連作障害、不作に陥っている。土壌中の微生物

物が死んだ土壌はカチカチとなり水を吸収せず、干ばつや洪水の原因となる。地球温暖化にも悪影響を及ぼす。結果、多くの農民が生活の糧を失っている。こうした1世代限りのF1種子は地球上の種の多様性を著しく失わせてしまった。

日本政府が旗をふる「種子法廃止」「農業競争力強化支援法」「種苗法改定」の行き着くところはこうした多国籍種子メジャーが犯してきた農業、自然環境の破壊につながる危険性が高い。

ただでさえ低すぎる日本の食糧自給率の致命的な低下をまねく恐れがある。

昨今の地球温暖化で予想が難しい自然環境の急激な変化の状況下で、こうした農業に頼りすぎる少品種だけの多様性を損ねる農業になってしまうと、予想不能な環境変化に対応できなかつた場合、全滅に近い深刻な被害に直面する可能性が高い。

主食がいつでも海外から輸入できるという前提は危険だ。

日本政府や農水省が「種子法廃止」、「農業競争力強化支援法」、「種苗法改定」を国民に十全な説明もなく決めてきた背景には、モンサント社のような毒性農薬「グリホサート」訴訟で負けた多国籍アグリビジネス企業に日本の食の最後の砦である「稲作」の開放を迫るアメリカからの圧力を感じる。

農水省は「種苗法改正」の理由に日本の優良な種子を海外にコピーされないためと称しながら、一方で、外資を含む種子メジャー多国籍農化学企業に日本人が営々と開発してきた優良なオリジナル種子情報を渡せと言う論旨自体が全く矛盾している。

一旦、民間の種子メジャーに貴重な我が国の種子データを渡してしまえば、彼らはその種子をF1化し、自らが独占的に売りたい農薬だけに耐

性を持たせる改造を施し、その種子の意匠登録をしてしまうであろう。

そうなるともう「種苗法改定」により自家増殖採取もできず、セットの農薬と種子を買うしかなくなる。

それは日本国の「食」の主権を完全に失うことを意味している。

## 世界は今、より安全で安心な農作物を求める

EUでは2015年に採択されたCOP21のパリ協定において温室効果ガス排出削減への取り組みとして、環境負荷を低減した持続可能な農業生産方式として「有機農業」を推奨し、消費者も歓迎している。EUの有機農地は、この10年間で70%以上増加し、その市場規模は343億ユーロ（4兆1,160億円）にまで成長している。また、種子などのゲノム編集も禁止している。

日本はモンサント社の除草剤(主成分グリホサート)の残留基準値を大幅に緩めたが、欧米だけでなくタイ政府もその使用を禁止した。理由はタイの農作物の海外輸出が出来なくなるからだ。アメリカで「グリホサート」は、国内向けは使用禁止となっているにもかかわらず、日本向けの小麦や大豆などにまだ使用され続けている。そうしたことを積極的に受け入れようとする日本政府の政策は理解に苦しむ。

有害農薬とセットのゲノム編集を施されているかもしれないような種子の日本の農作物の海外輸出は今後非常に困難になるだろう。

我々は今一度「地域に根差した循環可能な小農と自らの手による種子の開発、農耕」に立ち戻るべきである。

「種苗法改定」の裏には国家安全保障上最も危険な「食」の主権の喪失問題が隠されている。

# これでいいのか電力自由化！容量市場を考える

循環研理事 大島浩司

## 容量市場とは

「容量市場」とは、国が2024年度に始める電力市場の新制度で、発電所の設備を確保するものです。

電力広域的運営推進機関のホームページでは「再生可能エネルギーには季節や天候などによって発電量が変動するという課題があり、火力発電所などが需要と供給のバランスを調整しています。これらの発電所も徐々に老朽化するため、代わりに新しい発電所の建設や建て替え（リプレース）が必要となりますが、市場価格の低下が進むと、売電収入が見込めないなどの理由により発電所の建設や建て替えを断念することが考えられます。そうすると発電所の閉鎖だけが進み、需要に対して供給力が足りなくなり、電気料金が高い状態が続いてしまう恐れがあります。通常、発電所の建設には多額の費用と一

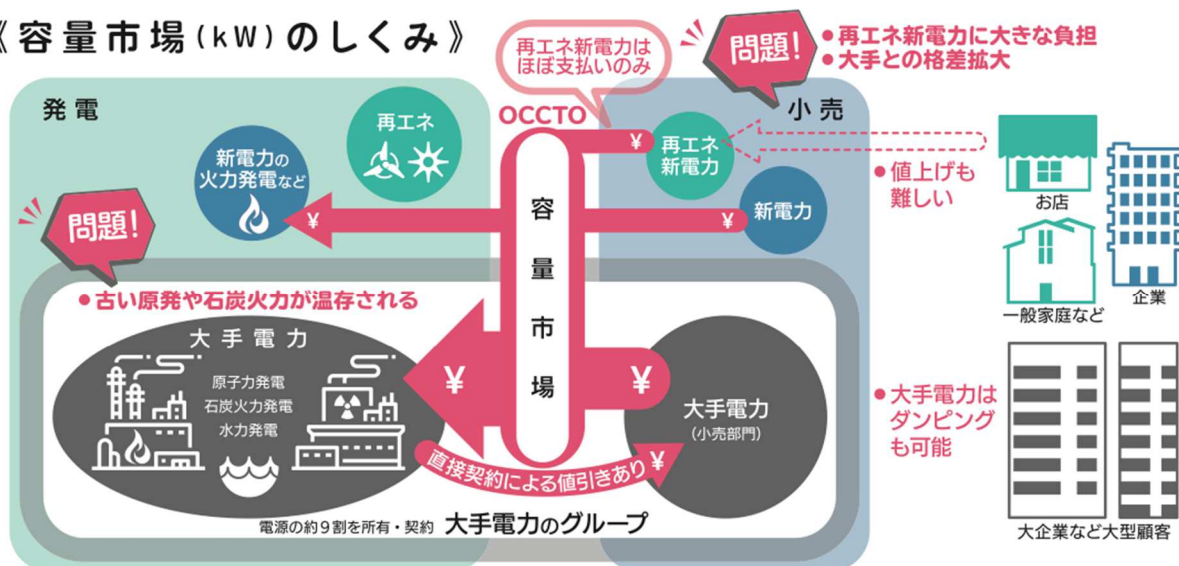
定の期間（リードタイム）がかかります。」とあります。

つまり、まだまだこの先、火力発電所を造ると宣言をしたようなものです。

以下の図をみてもその仕組みの複雑さが分かります。（eシフト HP より）

容量市場の仕組みは新電力や大手電力の小売り会社から拠出金を徴収して、発電所にご褒美（お金）を上げる仕組みです。ご褒美を上げる発電所は大手電力の発電所や新電力の火力発電所等で、再エネの発電所は含まれません。大手電力の小売りと発電所は同じグループで繋がっていますので、出し入れイーズンです。反対に再エネ新電力は拠出金だけ取られ、収入は無しです。

## 《容量市場(kW)のしくみ》



## 火力発電所を閉鎖しないと2050年CO2排出ゼロは達成できない

菅総理は2050年CO2ゼロを目指すとして発表されました。

2019年の国連環境サミットでグテーレス事務総長は「2050年までに二酸化炭素排出量を正味ゼロにすることを目指すことに加え、各国に化石燃料への補助金を削減し、新規の石炭火力発電所の建設中止を求めています。この石炭火力発電をめぐり、日本の安倍晋三首相とオーストラリアのスコット・モリソン首相は、参加が認められなかった」というエピソードがある通り世界の潮流は脱石炭火力発電です。

もしも石炭火力発電所のリプレースをしたら、世界から笑いものになるのと同時に、再び小泉環境大臣は化石賞を頂く事になるでしょう。火力発電所は順次廃炉し再生可能エネルギーに置き換えるのが世界の潮流です。

## 日本の人口は2050年までに20%以上減少

2020年総務省の発表では日本人の人口は、前年より50万5046人少ない1億2427万1318人(前

年比0.40%減)と11年連続で減少とあります。このまま減少が続けば2050年には1億人を切ると予想されています。

今後人口が減れば電力の需要も減ると考えるのが普通の考え方です。

## 1.77億kWの算出基準は2020夏のピーク+α

4年後の2024年度にどうして1.77億kWという入札量(容量)が算出されたのか?

2020年夏日本の電力需要のピークはおよそ、1.69億kWです。(下表参照)これをベースで800万kW更にかさ上げしています。

この容量は本当に必要なのでしょうか。この数字はピークですから、それ以外はもっとずーと少ないです。ピークをかさ上げる事より、ピークを下げる努力をすべきでしょう。具体的には更なる省エネキャンペーン実施、ピーク用バッテリーの利用等に加えピーク時の電力量のみの値上げをする等でピークシフト活動を推進すれば充分今以上の容量は不要です。必要以上の発電所は作るべきでないと考えます。

## 2020年夏日本の電力需要

(単位) 需要: 万kW, 比率: %

|               | 北海道     | 東北      | 東京      | 中部      | 北陸      | 関西      | 中国      | 四国      | 九州      | 沖縄      |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 日付            | 8/28(金) | 8/28(金) | 8/21(金) | 8/20(木) | 8/20(木) | 8/21(金) | 8/21(金) | 8/20(木) | 8/21(金) | 8/18(火) |
| 時刻            | 16-17時  | 14-15時  | 14-15時  | 14-15時  | 13-14時  | 14-15時  | 14-15時  | 14-15時  | 13-14時  | 14-15時  |
| 最大需要          | 431     | 1,412   | 5,604   | 2,624   | 513     | 2,911   | 1,083   | 533     | 1,637   | 154     |
| H1<br>想定需要    | 446     | 1,452   | 5,653   | 2,612   | 520     | 2,857   | 1,088   | 527     | 1,657   | 160     |
| 比率<br>(実績/想定) | 96.6    | 97.2    | 99.1    | 100.5   | 98.7    | 101.9   | 99.5    | 101.1   | 98.8    | 96.3    |

資源エネルギー庁資料より



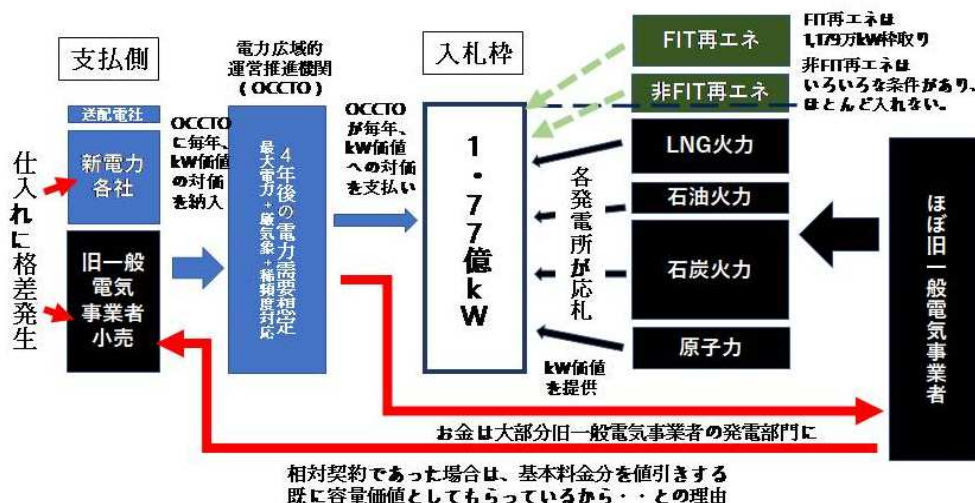
## 容量市場は原発と石炭火力への新たな補助金にならないか

下図の通り、容量市場において拠出金を支払うのは新電力各社と旧一電（旧一電＝旧一般電気事業者＝東京電力等大手の電力会社）小売り事業者で、もらうのはほぼ旧一電の発電部門です。従って旧一電は帳尻が合いますが、新電力は支払うだけですから厳しい仕組みと言えます。電力自由化で誕生した多くの新電力は電気代の「値上げ」をしないと経営が

苦しくなりますが、旧一電は受け取る金額が大きいので値下げすることも出来ます。この結果、新電力は淘汰され、旧一電の寡占体制が強まる可能性が大きいです。

電力広域的運営推進機関の説明では新しい発電所の建設や建て替え（リプレース）にお金が必要とありますが、リプレースどころか、実は古い石炭・石油火力や原子力発電にお金が回ります。その金額は年間1.6兆円にもなります。

## 旧一電以外の新電力からお金を拠出させ、石油石炭天然ガスと原発にばらまく仕組み



## まとめ：容量市場の問題点として想定されること

1. 容量市場は新たな発電所の建設を妨害する。
2. 再エネ発電所の普及を妨害。
3. 新電力（特に再エネ新電力）がバタバタ倒れる。
4. 石炭と原発の旧一電が、事実上の独占状態に。
5. しかし、世界のルールが石炭稼働を認めない。
6. 原発稼働は社会的、技術的に困難になる。
7. 天然ガス価格は、生産の縮小から高騰。
8. 結果、発電所が本当に足りなくなる。（電気が足りなくなる。）
9. まともな産業活動が困難に。
10. 日本からの企業脱出がはじまる。

詳しい情報は以下のHPより取得してください。  
 グリーンピープルズパワーのホームページを検索  
おしらせ プレスリリース 新電力24社共同  
 で容量市場に関して環境大臣と意見交換を行いました。「[新電力意見取りまとめ文書](#)」をクリックしてください。  
 スマホでは以下のQRコードを読んでください



## 「世田谷トラストまちづくり」と成城学園まち歩き

循環研理事 福島由美子

秋も深まる 11 月下旬、世田谷区で平成元年度から環境・緑地保全活動を続けてきた、一般財団法人世田谷トラストまちづくり

( <https://www.setagayatm.or.jp/> ) の元職員の小出仁志氏に、世田谷区の成城学園を案内していただきました。

成城学園は日本でも有数の高級住宅地。約 3 時間のまち歩きコースで、普段は気づかないどんな景色が待っているのでしょうか。

小田急線の成城学園前駅が 1927 年に開業する少し前まで、この地区は手つかずの雑木林と茅原でした。「国分寺崖線」と呼ばれる立川から野川沿いに続く崖地が、北西から東南に向かって世田谷区を横切り、大田区まで約 30km 続きます。成城の街区はこの一角にあります。少し東側には、都内で有数の自然を楽しめる「等々力溪谷」もあります。

関東大震災の後、成城第二中学校の用地としてこの地が選ばれ、当初は学校関係者を中心に一区画約 400 m<sup>2</sup>以上の単位で分譲され、まちづくりが行われてきました。崖線添いのエリアでは段差を活かした庭造りをしている家が数多く立ち並んでいます。余談ですが、昭和の大スターのあの方この方の家も、この界隈にあると聞きました。

まちを歩いていると、一区画の大きさと緑の多さに気づきます。まちづくりが始まった当初、紳士協定で、敷地角は隅切りとして土地を供出し、塀ではなく生垣にすることが取り決められていたとのこと。以来、住民の環境に対する意識も高く、

多くの住民によって景観が守られてきたそうです。

しかし、地価高騰による固定資産税の高騰や、世代交代による家の相続などで、一区画面積が小さくなり緑が失われていく、という問題が出てきました。世田谷区が土地購入による緑地の保全なども行っていましたが、それだけでは限界がありました。そこで、緑を守る取組みを推進する母体として財団が設立され、平成 9 年度に全国初の緑地管理機構に指定され、土地所有者をはじめ地域の人たちと区が協働して「市民緑地制度」が始まりました。



「市民緑地制度」は、世田谷区内の一定面積(300 m<sup>2</sup>)以上の私有地を、一般公開することを条件として、固定資産税や都市計画税の 10 割減免などの税制優遇が行われる制度です。

世田谷トラストまちづくりと契約することにより、「市民緑地」となった場所は、トラスト活動として会費や寄付金などで管理を行うとともに、市民によるボランティアによる園路整備や草刈り、植物調査など、緑地保全と地域交流活動が行われ

ています。また、基本的には誰でもそこを訪れ、散策することができます。



世田谷区で最も自然が豊かな樹林地で、湧水地があり蛍や希少種の植物も自生する「神明の森みつ池」（ここは上から眺められますが、年4回行われる申込制の観察会の他には、普段は人が立ち入ることができません）、カシオ計算機の樫尾俊雄氏が生前住んでいた屋敷跡の庭園「成城四丁目発明の杜市民緑地」、「成城三丁目なかんだの坂市民緑地」、「成城三丁目小さな森」（年に10回程度公開）、「成城三丁目崖（はげ）の林市民緑地」、昭和初期の近代建築で、国の登録文化財に指定されている建物に隣接するイギリス式ガーデン「成城三丁目こもれびの庭市民緑地」などの市民緑地や、元林野庁職員官舎で区が買い取った、湧水もある「区立成城三丁目緑地」などを訪ね、自然を満喫しました。都心にこのような緑豊かな場所がたくさん残されていることに、驚かされました。

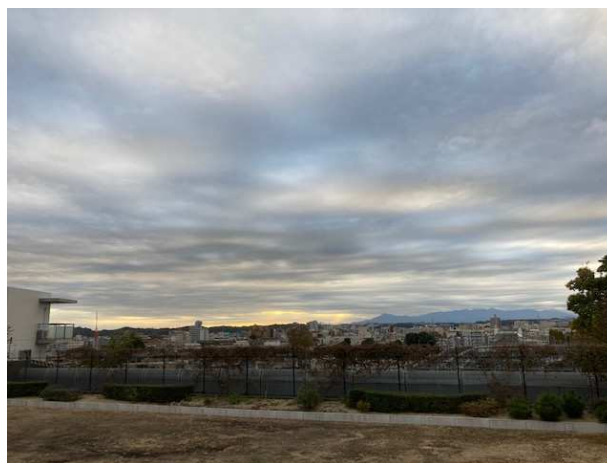


区に寄贈され一般公開されている邸宅もあります。「成城五丁目猪股庭園」は、文化勲章受章者の

吉田五十八氏が晩年に設計した武家屋敷風数寄屋造りの建物と庭園。この邸宅も部屋からの眺めも、素晴らしいものでした。「旧山田家住宅」（区所有文化財）は、昭和12年にアメリカで事業を成功した人が建てた和洋折衷様式の邸宅で、一時GHQ接収されたこともあるそうです。こちらの邸宅の造りも素晴らしいものでした。



夕刻、「喜多見ふれあい広場」からは素晴らしい景観が見られました。ここは小田急線車両基地の屋上に整備された公園。6~10万年前の多摩川の氾濫によって削られた「国分寺崖線」を一望できるスポットです。野川を挟んで向かい側には、トラストまちづくりのビジターセンターもあります。



ご興味を持たれた方は、ぜひ世田谷トラストまちづくりのHPや成城のエリアを訪ねてください。

# 冬眠のすすめ—Go To 医療崩壊を食い止めるために

循環研代表 久米谷 弘光

2020年大晦日、東京都の新型コロナウイルスの1日の感染者は1,000人を超えた。前日の944人から一挙に393人増の1,337人となった。PCR検査や集計作業は年末も休みなしで、むしろ検査機関の年末の検査結果が集中したようだ。

東京都では昨年4月7日に、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡とともにいち早く緊急事態宣言が出され、5月25日の解除も千葉、埼玉、神奈川、北海道とともに最後となった。7月には感染拡大によって22日に始まった「Go To トラベル」からは除外された。東京で「Go To トラベル」がスタートしたのは、「Go To イート」がスタートした10月1日だった。

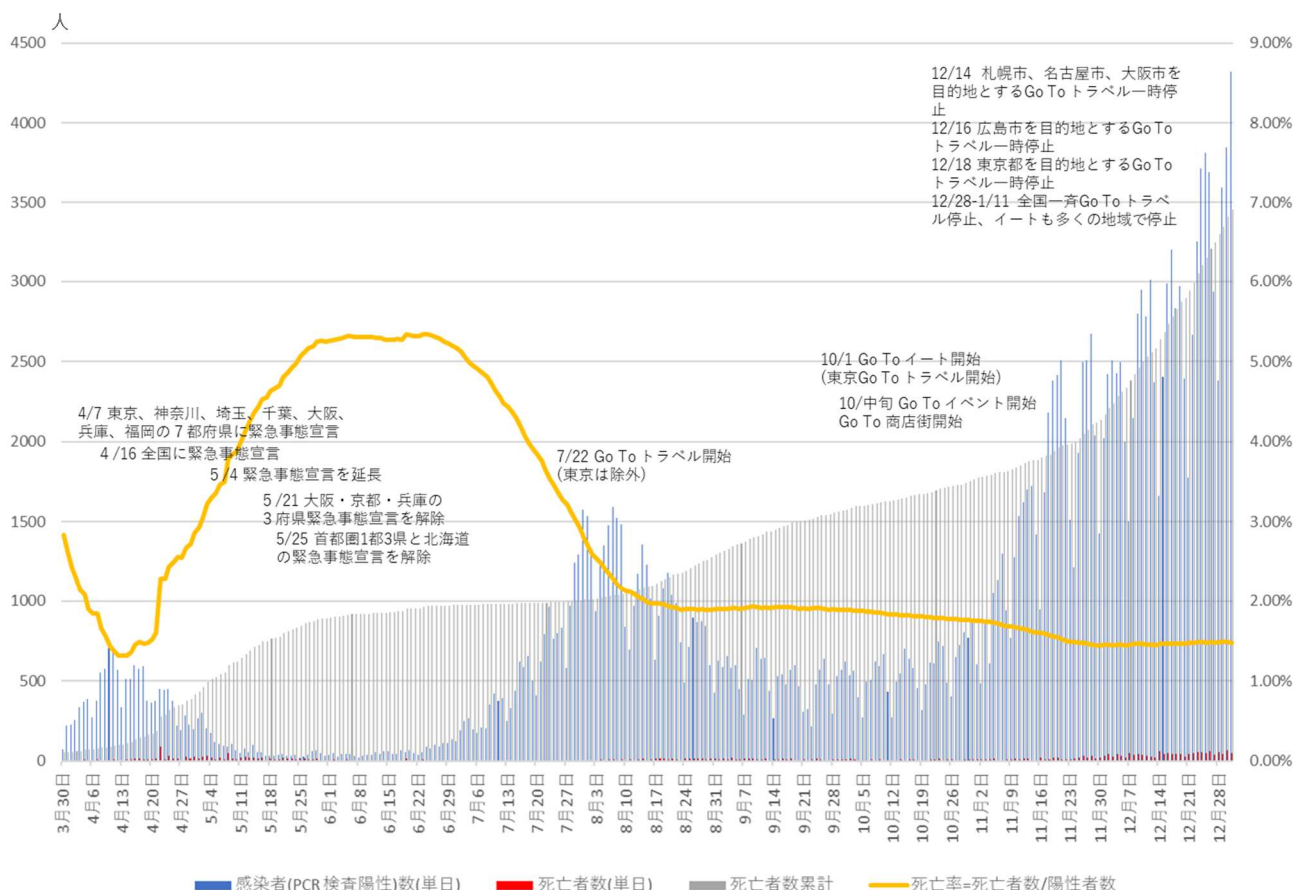
10月1日の東京都の感染者数は234人だったの

で、この3カ月で5倍以上に増えた。「Go To イベント」も「Go To 商店街」も10月中旬から全国一斉にスタートした。このGo Toキャンペーンが感染拡大に影響していることは間違いない。特に「会食」の機会は感染リスクが高いと専門家は指摘している。

医療崩壊の危機が叫ばれる中で、菅首相がGo Toキャンペーンを止めずに、多人数での会食を続けていたことは、政権支持率の急落を招いた。

Go To トラベルの停止が決まったのは12月半ば。全国一斉の停止は12月28日～1月11日の期間である。結果、感染者数は大晦日まで増え続けた。Go Toキャンペーンの先には、「Go To 医療崩壊」が迫っている。

COVID-19感染者数・死亡者数と死亡率の推移



資料: 厚生労働省オープンデータ

## Go To キャンペーンは春まで凍結を

前頁下のグラフは、全国の1日ごとの感染者数、死亡者数、累計の死亡者数、そして累計の死亡者数を感染者数で除した死亡率（致死率）を表したものである。

大晦日の全国の感染者数は4,622人、死亡者数は46人だった。グラフは通常「第1波」と呼ばれる緊急事態宣言直前の3月30日から始めているが、実質的にはこの前に中国武漢発のウイルスが上陸した「第0波」があり、それによって3月24日東京五輪は延期された。第1波は欧米系のウイルスの上陸によるものと思われる。

1日あたりの感染者数の推移は第1波、第2波、第3波の波型をきれいに描いている。第3波はまだ頂点に達しているかどうか分からない。第1波、第2波の波形が教えることは、10月1日から3カ月かけて上昇してきた波は、いま頂点に達したとしても10月1日の水準まで戻るためには3カ月以上かかるということである。

この大晦日をピークにして3カ月かけて感染を抑え込み、今年度中には開始されるワクチン接種の力も借りて春には感染を収束させなければ東京五輪には間に合わない。

グラフではほとんど目立たない1日あたりの死亡者数も12月には50人超が9日を数え、累計の死亡者数は急角度で上昇している。累計死亡者数は大晦日時点で3,459人である。

死亡者数を感染者数で除した死亡率（致死率）は、第1波後に一時5%を超えた。その後、ウイルスの変異による弱毒化と一定の治療方法の確立により第2波のピークを過ぎたころには2%を下回るまで低下した。第3波で医療崩壊の危機を再び迎えつつあるが、まだ1.5%前後を維持できているは、ウイルスが強毒化はしていないことと、保険医療現場の年末、年始休暇返上の努力によるものであろう。もし、この死亡率が上昇したならば、それは医療崩壊の始まりであり、たとえ上昇しなかったとしても他の疾病での死亡率を陰で増やすことになっているかも知れない。

政府はGo To トラベルの期間を1月11日まで

としているが、この時期に人の動きや会食にインセンティブを与えるなど気遣い沙汰だ。人命を犠牲にした経済回復など誰も望んでいない。菅首相も小池知事も東京五輪・パラリンピックの開催を目指すなら、Go To キャンペーンの今年度中3月末までの停止を躊躇なく決断すべきだ。旅行業、宿泊業、飲食業、商店街を支援する方法は他にいくらでもある。

## グリーンリカバリーができるまで冬眠を

そもそもパンデミックも気候変動も地球の環境容量の限界の表れである。新型コロナウイルスによって安倍政権もトランプ政権も終焉した。いまや「持続的成長」は滅びの呪文である。私たちが目指すべきは、地球の環境容量にまで人類の経済規模を制御した上での「持続的発展」である。

したがって、私たちがポストコロナ（アンダーコロナ、ウィズコロナの時期を含む）に講ずべき回復策は、気候変動対策や生態系保全を通じて災害や感染症などに対してもよりレジリエントな社会・経済を実現する「グリーンリカバリー」でなければならない。

その観点から見ると、Go To キャンペーンは「グリーンリカバリー」とはとても呼べず、むしろ温室効果ガスを増やし生態系に負荷を与える「ブラウンリカバリー」だ。感染拡大と事業者の混乱を招いている実態を見ると、リカバリーなのかどうかもあやしい。

冬の感染拡大が科学的事実なら、私たちは春まで衛生的な環境で冬眠したほうがよいのではないか。多分、春まで冬眠できればコロナは収束ないし終息する。もし、10年ほど世界の経済活動を冬眠させることができれば、温暖化も止められる。

Go To キャンペーンも温室効果ガスを出さない旅行、生態系に負荷を与えない飲食やイベントが実現できるまで待つべきだ。冬眠しながら革新的なグリーンリカバリーの夢を見て、春にはそれを正夢にすればよい。政府の緊急事態宣言の前に、私は自主的に冬眠宣言をさせていただく。おやすみなさい。

## 環境俳句

循環研理事 及川陽子

2020年は私事ですが、我が家にとって試練の年となりました。年の初めに長年ともに暮らした愛猫のロンジンが突然逝き、また春先からは皆様もご承知の通りのコロナ渦です。そのため旅行はおろか外出もままならない状況です。また夏以来、我が家にとって心休まらぬ出来事があり、そのような中で日々過ごしている状況です。

2021年が皆様そして世界中の方々にとって希望の持てる日々であることを心から祈る次第です。

さて今回の俳句のイロハは、俳句の省略について少し。

俳句は十七字（音）の詩で、限られた文字で表現するものですから、無駄な文字は入れない「省略の文学」とも「切り捨てるの文学」ともいわれています。省略するのは、内容の表現ばかりではなく表現上の省略する季語、切字を使います。また動詞や説明するだけの形容詞などを省略して句を簡潔にし、それが余韻、余情を生むようです。極端な例を挙げますと

咳をしても一人

尾崎放哉

この自由律の句は究極の省略系といわれています。しかし、俳句は事物に主情を託しますので、対象とする事物は省略できません。そして事物を示す名詞は様々なイメージを伝えます。雨といえば、降るものですから「雨が降る」「降る雨」というのは説明が過ぎます。

春雨やものがたりゆく蓑と傘 蕪村

俳句の基本はやはり五七五の定型です。そして、伝えたいことを五七五に絞るために、中心的役割を担っているのが季語や切字となります。

### 冬号投句

お題は「コロナ」。冬の季語を使ってです。

俳句の講評や添削は「寺門土果」先生にお願いしております。添削は句作の折に参考にして下さい。

### 爽龍 二句

#### コロナ菌 地球環境 煤払い

評) 五七五がばらばらで、意図が伝わりにくいようです。

添削) コロナ禍を一掃せんと煤払い

#### コロナ禍が 寄せては返す 年の暮

評) 寄せては返すのは波。であれば、「瀬」の方がいいでしょう。

添削) 年の瀬に寄せては返すコロナ疫

### 北竜 三句

#### 新型の昔の車冬流行る

※トヨタはコロナ禍でも利益を出しているようです。

評) 戦争で利益を出す企業だってある世の中です。川柳に仕立てます。

添削) 新も旧も流行る車もウイルスも

#### 老人と万羽の鶏が渡る冬

※新型コロナと鳥インフルエンザの同時流行。

評) いい着眼です。

添削) 老人と鶏を目がけて冬の畏

#### 隔離され家族恋しい大晦日

※こうならないように巣ごもり冬眠といたしましょう。

評) 警告を発して、自粛の奨めですね。家族を具体的に言った方が、立場がはっきりします。

添削) 離されて孫子恋しき大晦日

添削) 余所余所しクリスマスとは言いながら

アマビエに姿変えたる雪だるま

評) あまびえ頼りの世相。雪国ではこういう雪だるまが夜中に化けるんです。

添削) あまびえに化けて見せたり雪だるま

牛閑 三句

年忘れ親しき友とオンライン

評) 親しい友人とは、親しく会いたいですよね。

添削) 忘れたきことばかりリモート年忘れ

私(俳号 霧乃) も一句

コロナ禍や巣籠もりのまゝ冬籠もる

寂しさよ三密避けたクリスマス

評) その通りなんですけど・・・

次回秋号のお題は「海洋汚染」。春の季語を使って。投句の締め切りは3月22日。投句は一人3句迄でお願いします。

## 春夏秋冬

コロナ禍で始まり、コロナ禍のまま 2020 年が終わった。毎朝のニュースで“コロナ”を聞かない日はない。今年はクルーズ船で海の旅でもと思っていたのに。居酒屋でストレス解消もままならず、忘年会は皆無。国のリーダーたる新首相もなんだかへどもど。あ〜いつまで続くこの閉塞感。今年の漢字一字は“密”？違おうだろう！“閉”ではないのか。とかなんとか、コロナ一色のこの一年。パンデミック、オーバーシュート、クラスターなど見慣れぬカタカナ語が乱舞し、「新たな日常」とわけの分からない言葉も出現した。まあ、気を取り直して、自らの「新たな日常」とやらを反省した。

コロナ禍で新たな日常となったことの一つは、飛行機で、船で、列車で、車で、遠出ができなくなった分、仕方なくこれまで以上に近場を歩き回ったことだろう。それでも新たな発見と楽しみもあった。長く住んできた地元ではあるが、熟知しているのは家から最寄り駅までのいつもの道と景色だ。その道を外れて脇道へ、裏道へ、更には道なき道へと入ると新たな景色が広がった。或る日、わが街を流れる川の上流が、どこに行きつくかと探索を試みた。ゆっくり徒歩1時間半程で川の源流に辿り着いた。元々湧水地で、利根川と強大な導水管でつながり、治水管理されている。この周辺は昔、洪水被害が多く、地元先人たちが治水のため開削した人工の川だったのだ。今では、湧水地は閑静な公園になって、子供たちが元気に水遊びをしていた。川沿いの豊かな水と緑に恵まれた新たな散策コースを発見した。

そしてまた、脇道散策で、安くて美味しい蕎麦屋を偶然見つけたことだ。地元では駅周辺の飲食店にしか入ったことがなかった。散策途中、路地裏のちょっと小洒落た蕎麦屋で一杯飲んで、その後ほろ酔い



男鹿なまはげの里

加減で家路につく。遠出では出来ない醍醐味と言えようか。コロナ禍で近場を探索して、日常生活の行動半径を広げた。少し地元物知りになった。そして、ほろ酔い散策の楽しみも得た。こうしてみると、自らの「新たな日常」の成果も少なからずあったと言えそうだ。とは言え切なる願いは、2021 年「普通の日常」が迎えられる年になって欲しいことである。

## 是非もなし見えざる塵を煤払い

文/写真：風月（M）

循環型社会研究会（Workers Club for Eco-harmonic Renewable Society）とは

循環型社会研究会は、10 年来有志で環境問題現場でのフィールドワークを中心に活動していましたが、2002 年 7 月 3 日に特定非営利活動法人の法人格を取得しました。

「次世代に継承すべき自然生態系と調和した循環型社会のあり方を地球的視点から考察し、地域における市民、事業者、行政の循環型社会形成に向けた取組みの研究、支援、実践およびそのための交流を行う」ことを目的として活動しています。

循環研通信は年に 4 回発行しています。広く原稿を募集しています。

環境俳句の次回のお題は「**海洋汚染**」です。次回の締切は 2021 年 3 月 22 日です。

循環研通信/JUNKAN No.60 2021 年 1 月発行

発行人:久米谷 弘光 (循環研代表) 編集責任者:槌屋 治紀 (循環研理事)

特定非営利活動法人循環型社会研究会 〒104-0031 東京都中央区京橋 3-1-1 東京スクエアガーデン 14 階  
株式会社ノルド内 Tel. 03-6427-9768 Fax. 03-6745-3301

E-Mail: [junkan@nord-ise.com](mailto:junkan@nord-ise.com) HP: <http://junkanken.com/>